

## 生命保険窓販商品の追加

### － 三井住友海上プライマリー生命『えがお、ひろがる』を取扱開始－

〈正式名称：積立金自動移転特約付通貨選択一般勘定移行型変額終身保険〉

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、新たに、外貨建てで運用する一時払変額終身保険『えがお、ひろがる』（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の販売を開始いたします。選択できる通貨など、商品概要は下記のとおりです。

当行は、今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

#### 記

#### 1. 商品名

##### 『えがお、ひろがる』

《正式名称：積立金自動移転特約付通貨選択一般勘定移行型変額終身保険》

（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）

#### 2. 販売開始日

平成27年6月5日（金）

#### 3. 商品概要

##### 『えがお、ひろがる』の主な特徴

##### ＜1＞ 運用成果を追求します

- ・外貨と特別勘定の運用によりインフレヘッジの効果が期待できます。
- ・外貨は、豪ドル、米ドル、ニュージーランドドルの中からいずれか一つを契約通貨としてご選択いただきます。
- ・レバレッジ機能を働かせることで、高い運用成果を追及します。

##### ＜2＞ 目標値を設定し、目標達成すると運用成果を自動確保します

- ・目標値は、105%～200%（1%単位で選択可能）の範囲で設定できます。
- ・契約日から起算して1年経過以後、特別勘定での運用期間中に解約払戻金の円換算額がご契約者様が設定した目標金額以上となった場合、運用成果を自動確保し円建終身保障へ自動移行します。

##### ＜3＞ 最低保証のある一生の死亡保障があります

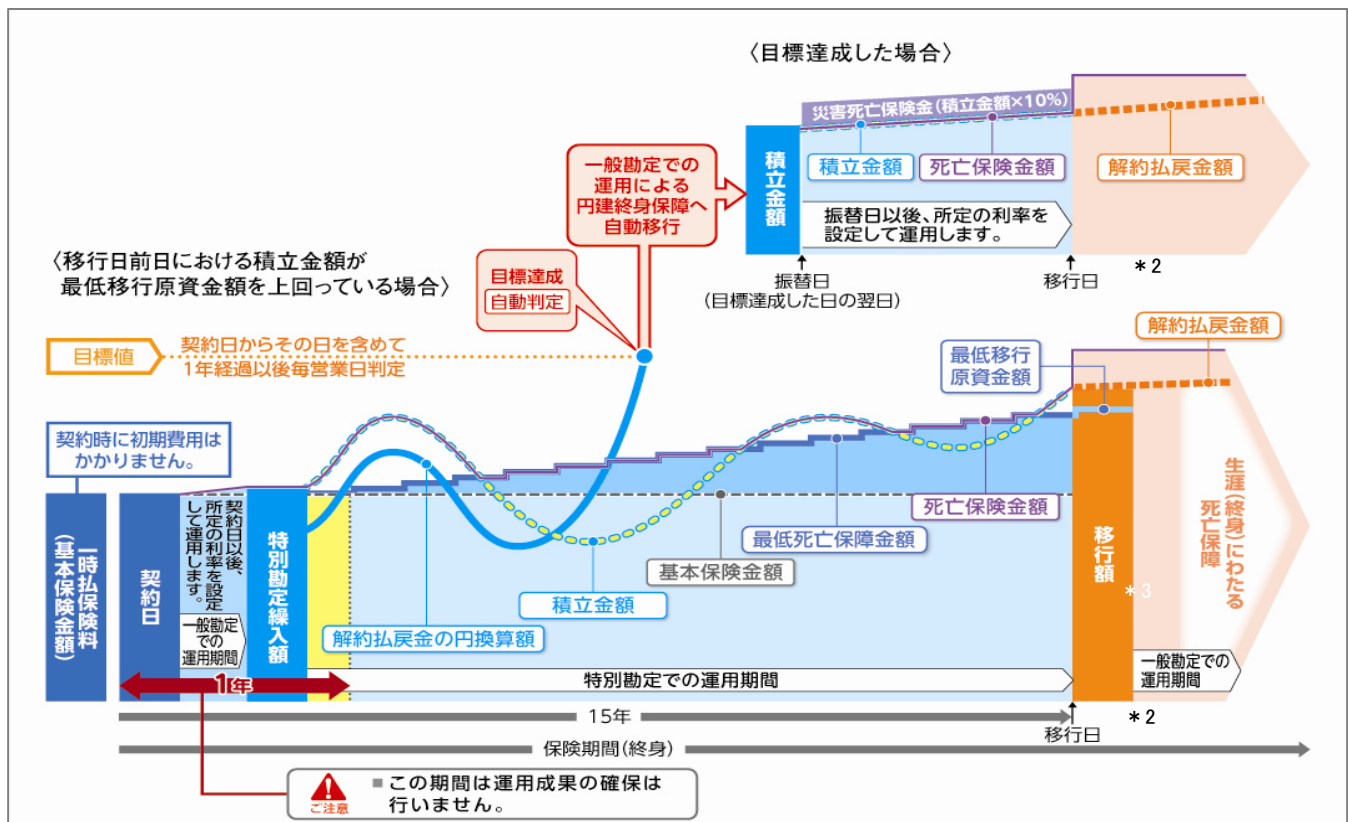
- ・ロールアップ死亡保障により毎年死亡保障が充実します。
- ・特別勘定での運用期間満了後、最低移行原資金額として基本保険金額の100%～115%<sup>\*1</sup>を保証します。
- ・移行日以後は、死亡保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。

\*1 ご契約時に契約通貨毎の最低移行原資保証割合が決められています。契約日以降は選択いただいた契約通貨を変更することはできません。

## 『えがお、ひろがる』の商品概要

『えがお、ひろがる』の主なお取扱いは次のとおりです。

【イメージ図】



\*2 この保険の移行日は、契約日から15年後の契約応当日となります。

\*3 移行日前日の積立金額が最低移行原資金額を上回っていた場合、移行額は、積立金額となります。移行日前日の積立金額が最低移行原資金額を下回っていた場合、移行額は、最低移行原資金額となります。

※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

## 【『えがお、ひろがる』の商品概要】

契約通貨		豪ドル	米ドル	ニュージーランド(NZ)ドル
一時払保険料 (基本保険金額)	最低	2万豪ドル (1豪ドル単位)	2万米ドル (1米ドル単位)	2万NZドル (1NZドル単位)
	最高	5億円 (保険料受領日の換算レートによる円換算額)		
	円入金特約を 付加した場合	200万円以上5億円以下 (1万円単位)		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		15歳～80歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
目標値の設定		105%～200% (1%単位で選択可能)、設定なし ※ 目標値は、特別勘定での運用期間中の変更が可能です。		
死亡保険 金額	移行日前日まで (目標達成前または 目標値を設定 していない場合)	積立金額*1および最低死亡保障金額のうち大きい額 *1 特別勘定への繰入日の前日までの期間においては、積立金額を特別勘定繰入金額と読み替えます。		
	目標達成の翌日 から移行日前日まで	死亡日における積立金額		
	移行日以後	移行日前日の積立金額と最低移行原資金額のいずれか大きい額を基準に、移行日における計算基礎率により算出します。		

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ■預金などとの違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

### ■市場リスクについて

特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### ■為替リスクについて

一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額がご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じる恐れがあります。

### ■お客さまにご負担いただく諸費用について（この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります）

#### ●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

#### ●外貨で契約を締結することで生じる費用

一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合、または円建終身保障へ移行する場合のレートは、仲値（TTM）に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、円で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)	TTM+50 銭
外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
円支払特約により、円で保険金等を受取る場合、または円建終身保障へ移行する場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50 銭

#### ●最低運用目標設定型特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	ご契約の締結および維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金等を支払うための費用	積立金額に対して最大年率 2.40% *	左記の年率の 1/12 を乗じた金額を毎月 15 日末に控除
資産運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定の資産残高に対して年率 0.20%程度(消費税抜)	左記の年率の 1/365 を乗じた金額を毎日控除

\*最低運用目標設定型特別勘定に繰り入れる際に、金利の低下など取引条件等が一定以上悪化した場合には、募集時に予定した最低運用目標の確保を目的に保険関係費を年率 2.40% から一定程度引き下げて適用することがあります。保険関係費を引き下げた場合には、当該保険関係費は特別勘定繰入日の 1 年後の応当日から適用するものとし、以後最低運用目標設定型特別勘定での運用期間中に変更されることはありません。

- 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### ●短期資金型特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	費用
保険関係費	保険関係費はかかりません。
資産運用関係費	元本確保を目標とした安定的な運用を目指すため、外貨預金、外貨建て MMF 等で運用を行う予定です。具体的な運用資産を確定していないため、特別勘定の運用にかかわる費用は未定です。

- 短期資金型特別勘定は 2030 年 4 月を目途に設定する予定です。詳細については設定した際に公表します。
- 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### ●移行日以後にご負担いただく費用

- 移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

## ●遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

※年金額を算出する際の費用は、「遺族年金支払特約」の場合は年金基金設定時、「年金移行特約」の場合は特約付加日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

## ●目標達成・解約・一部解約時にご負担いただく費用

- ・契約日から目標達成した日までの年数、または契約日から解約日もしくは一部解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除対象額（目標達成・解約の場合は一時払保険料、一部解約の場合は一部解約請求金額）に解約控除率を乗じた金額（解約控除額）が積立金額から差引かれます。

### ■解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

このプレスリリースは、『えがお、ひろがる』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## ●ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、（定款）」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり（変額商品のみ）」を必ずご覧ください。
- ・当行（募集代理店）の行員（生命保険募集人）は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約払戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。（保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。）失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

以上

<お問い合わせ先>

株式会社 千葉興業銀行 043（243）2130

担当：営業統括部 個人企画室 佐藤・秦（内線3437・3352）